以下の問題文を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

- 問題1.1974年のインドの核実験成功を背景に核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足した 国際輸出管理レジームは、<u>オーストラリア・グループ(AG)</u>である。下 線部分は正しい。
- 問題2.輸出令別表第1の2の項の中欄には、「次に掲げる貨物であつて、経済 産業省令で定める仕様のもの」と規定されているが、この経済産業省令と は、「輸出貿易管理令の運用について」のことである。
- 問題3.本邦にあるメーカーXは、オーストラリアにある100%子会社Yに自社のZ技術課長を6ヶ月間派遣し、外為令別表の9の項に該当する技術の提供を行う予定である。この場合、メーカーXは、役務取引許可は必要である。
- 問題4. 外為令別表の5から15の項までに規制されている技術の英訳をする場合は、ワッセナー・アレンジメント(WA)のサイトが参考になる。
- 問題5.本邦にあるメーカーXは、ハンガリーの警察から、特別一般包括輸出・ 役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用できる輸出令別表第1の9 の項(7)に該当する暗号通信装置(総価額200万円)を受注した。用 途は、反政府活動の取り締まりに用いられるものであることが判明して いる。この場合、メーカーXは、当該取引に先立ち経済産業大臣への「届 出」が必要である。
- 問題6.本邦にある貿易会社Xは、インドにあるメーカーYから、輸出令別表第 1の16の項(1)に該当する貨物(10台)の注文を受けた。用途を確 認したところ、通常兵器である戦車の製造に使用すると電子メールで連 絡を受けた。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件を満たす ので、貿易会社Xは、輸出許可申請が必要である。
- 問題7.本邦にある貿易会社Xは、中国にあるメーカーYから、輸出令別表第1の16の項(2)に該当する貨物(1トン)の注文を受けた。用途を確認したところ、大量破壊兵器である大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると電話で連絡を受けた。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件を満たすので、貿易会社Xは、輸出許可申請が必要である。

- 問題8.米国人Sは、米国にある大学を卒業後、今年6月に初来日し、10月1日から大阪にあるホテルRに勤務することになった。この場合、米国人Sは、初来日から、6か月を経過していないので、「非居住者」として取り扱われる。
- 問題9.本邦にある貿易会社Xは、中国にあるメーカーYから、無人航空機の部品開発に使用するため、輸出令別表第1の15の項(2)に該当する電波吸収材(総価額5万9千円)の注文を受けた。貿易会社Xが、当該電波吸収材をメーカーYに輸出する場合、少額特例は適用できない。
- 問題10.「遵守基準省令」と「外為法等遵守事項」の規定を比較すると、「遵守 基準省令」には、努力規定がない。
- 問題11.韓国人Pは居住者で、本邦法人Xの代表取締役であり、外国法人Yの取締役でもある。韓国人Pは外国法人Yとの間で、善管注意義務が外国法人Yと本邦法人Xで競合する場合は、本邦法人Xを優先するとの契約を結んでいる。この場合、韓国人Pは、特定類型①に該当しない。
- 問題12.本邦にある貿易会社Xは、6か月に一度の割合で、輸出令別表第1の 16の項に該当する貨物のみを米国にあるメーカーYに輸出している。 この場合、貿易会社Xは、遵守基準省令でいう「該非確認責任者」を選 任する義務がある。
- 問題13. 運用通達等では、輸出許可申請時に添付する契約書について、「原則 として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り 込んだものであること」を求めていない。
- 問題14.特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用できるリスト規制該当貨物であっても、仕向地がインドネシアで、通常兵器である戦車の製造に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可は、「失効」する。
- 問題15.輸出令別表第1の2の項(12)の「核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械」の「用いられる」とは、「核兵器の開発又は製造専用工作機械」という意味であるから、汎用の工作機械は、輸出令別表第1の2の項(12)での該非判定は不要である。

- 問題16.東京にあるM大学は、リスト規制に該当する貨物や技術を多く扱っていることから、「輸出管理内部規程の届出等について」という通達に基づき、輸出管理内部規程を策定し、近日、経済産業省に届け出る予定である。この場合、輸出管理内部規程の届出先は、近くの<u>経済産業局</u>である。下線部分は正しい。
- 問題17.本邦にあるX大学のA教授は、イタリアで行われる通信の国際学会に参加し、外為令別表の9の項(1)に該当する暗号技術を含む講演を行う予定である。当該国際学会は、わずかな参加費用(10ユーロ)を払えば、誰でも参加することができる。A教授は、事務局から事前に送られてきた聴講者名簿の中に外国ユーザーリストに掲載されている中国、パキスタンの企業・団体からの参加者10名の名前を見つけたので、この場合、講演前に役務取引許可を取得する必要がある。
- 問題18.本邦にある貿易会社Xは、米国で雑貨店である1ドルショップを経営しているので、毎日、輸出令別表第1の16の項に該当する製品を米国にある子会社向けに輸出している。この場合、貿易会社Xは、外為法第55条の10第1項でいう輸出等を「業として行う者」にあたる。
- 問題19.本邦にあるX大学の大学院生であるブラジル人留学生Aは、来日から 7か月経過している。学費を補うために今年9月1日から中国にある 通信メーカーYと雇用契約を結び、通信メーカーYの指揮命令に従っ て、日本企業のAI技術に関する技術情報の収集に従事している。この 場合、ブラジル人留学生Aは、特定類型①に該当する。
- 問題20.外為法第25条第1項中の2つの「政令」は、いずれも「輸出貿易管理令」のことである。
- 問題21. 役務通達によれば、「修理」は、「製造」にあたる。
- 問題22.本邦にあるW大学のP教授は、特許庁の公開特許情報を来週、米国の大学に留学中の同僚に国際郵便で送る予定である。この公開特許情報に外為令別表の7の項や9の項に該当する技術が一部含まれている場合、事前に役務取引許可を取得する必要がある。

- 問題23.本邦にあるメーカーXは、1か月前に輸出許可を取得して、インドにあるメーカーYに輸出令別表第1の2の項(12)2に該当する測定装置を1台輸出した。その後、当該測定装置が落雷で故障したので、メーカーXでは、交換用の測定装置を無償で先にインドに輸出し、輸出後、故障した測定装置を無償で輸入する予定である。この場合、メーカーXは、無償告示第一号1が適用できるので、交換用の測定装置について輸出許可を取得する必要はない。
- 問題24.本邦にある企業が、輸出令別表第3に掲げる地域向けに貨物を輸出する場合、輸出令別表第1の16の項(1)に該当する貨物の輸出についてのみ、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき、輸出許可申請が必要である。
- 問題25.本邦にあるX大学は、オランダにあるメーカーYとの新薬開発の契約に基づき、X大学が所有する測定装置(輸出令別表第1の2の項(12)2に該当)をメーカーYに貸し出すために輸出する予定である。この場合、「基礎科学分野の研究活動」にあたるので、X大学は輸出許可申請が不要である。